

立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場ほか 3 施設の指定管理者の指定の変更について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場ほか3施設の指定管理者の指定の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者の令和4年2月1日から令和6年3月31日までの指定の期間における指定について次のとおり変更する。

記

1 変更後の施設区分

立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場ほか4施設

2 公の施設の名称及び位置

(1) 立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場

立川市上砂町4丁目52番地の1

(2) 立川市武蔵砂川駅第二有料自転車等駐車場

立川市上砂町4丁目50番地の1

(3) 立川市西武立川駅北口有料自転車駐車場

立川市西砂町1丁目23番地の8

(4) 立川市西武立川駅北口第二有料自転車駐車場

立川市西砂町1丁目45番地の9

(5) 立川市西武立川駅北口臨時有料路上自転車駐車場

立川市西砂町1丁目23番地先

3 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

サイカパーキング株式会社

東京都中央区日本橋小網町7番2号